

城南自動継続夢付き定期預金“スーパードリーム”規定（改定日：2026年1月5日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>13.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>13.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ <u>預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りします。）</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（改定日：2026年1月5日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ <u>預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りします。）</u></p> <p>⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南自動継続自由金利型定期預金規定（改定日：2026年1月5日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>11.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>11.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ <u>預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りします。）</u></p> <p>⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

自動継続期日指定定期預金規定（改定日：2026年1月5日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ <u>預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りします。）</u></p> <p>⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南自動継続変動金利定期預金規定（改定日：2026年1月5日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ <u>預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りします。）</u></p> <p>⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

定期積金規定（改定日：2026年1月5日）

新旧対照表

改 正	現 行
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>7.（先払割引金の計算等）</p> <p>(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて満期日に計算します。</p> <p>(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。</p>	<p>7.（先払割引金の計算等）</p> <p>(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて満期日に計算します。<u>この場合、先払1か月以上のものに限り。</u></p> <p>(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。</p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>10.（口座振替）</p> <p>(1) 振替日には、指定預金口座から掛金額を自動的に引落とし、この積金へ払込みます。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出は必要ありません。</p> <p>(2) 振替日当日が休日の場合は翌営業日に振替えます。</p> <p>(3) 指定預金口座の残高が掛金額に満たないときは、その月の口座振替を行いません。</p> <p>(4) 振替日、指定預金口座等を変更する場合は、当金庫所定の書面によって申出てください。</p> <p>(5) 指定預金口座が解約された場合は、この口座振替は終了したものとして取扱います。</p> <p>(6) この口座振替は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>10.（口座振替）</p> <p>(1) 振替日には、指定預金口座から掛金額を自動的に引落とし、この積金へ払込みます。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出は必要ありません。</p> <p>(2) 振替日当日が休日の場合は翌営業日に振替えます。<u>ただし、振替指定日が月末でその日が休日となった場合は前営業日に振替えます。</u></p> <p>(3) 指定預金口座の残高が掛金額に満たないときは、その月の口座振替を行いません。</p> <p>(4) 振替日、指定預金口座等を変更する場合は、当金庫所定の書面によって申出てください。</p> <p>(5) 指定預金口座が解約された場合は、この口座振替は終了したものとして取扱います。</p> <p>(6) この口座振替は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

普通預金規定（改定日：2026年1月5日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>15.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>15.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ <u>預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りします。）</u></p> <p>⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南決済用普通預金“あんしん口座”規定（改定日：2026年1月5日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>15.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>15.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ <u>預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りします。）</u></p> <p>⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南総合口座取引規定（改定日：2026年1月5日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>15.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>15.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと</p> <p>⑤ <u>預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りします。）</u></p> <p>⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

当座勘定規定（改定日：2026年1月5日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>第28条（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</li> <li>2. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</li> <li>3. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） <ol style="list-style-type: none"> <li>A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</li> <li>B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</li> </ol> </li> </ol> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第28条（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）</li> <li>2. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</li> <li>3. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） <ol style="list-style-type: none"> <li>A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</li> <li>B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</li> </ol> </li> <li>4. <u>預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りします。）</u></li> </ol> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南財形年金預金規定（改定日：2026年1月5日）

新旧対照表

改 正	現 行
<p data-bbox="642 316 927 343">一 部 省 略</p> <p data-bbox="214 349 1355 440">16.（契約の証有効期限） この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、この契約の証は無効となります。</p> <p data-bbox="1240 446 1355 473">以 上</p>	<p data-bbox="1805 316 2090 343">一 部 省 略</p> <p data-bbox="1377 349 2529 440">16.（契約の証有効期限） この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、この契約の証は無効となりますので<u>直ちに当店に返却してください。</u></p> <p data-bbox="2409 446 2524 473">以 上</p>